

## 神戸市議会基本条例要綱に対する意見等の概要と本市会の考え方

■意見募集期間:平成24年4月17日～5月16日

■意見等の提出件数:57件(11人)

No.	意見等の概要	本市会の考え方
1. Aさん		
1	<p>① 日本国憲法の三権分立制度から言えば、市長等は行政、市議会は立法府であるため、市議会は、立法、政策作成、市長等の監視、政策の評価及び改善を行わなければならない。</p>	<p>① 日本国憲法が定める地方自治制度は、国の権力の牽制・均衡を図る三権分立とは異なるということをまず御理解いただきたいと思えます。</p> <p>すなわち、日本国憲法は、地方自治制度において、地方公共団体における独任制である執行機関の市長と合議制である議事機関としての議会の議員を、共に市民の直接選挙で選ぶ「二元代表制」を採用しており、それぞれが市民の代表機関としての権限を担い、それぞれの特色を生かしながら相互の均衡と調和を図ることになっています。</p> <p>これらを踏まえ、御指摘のとおり、前文中には、議会の役割として、「多様な観点から政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、独自の政策提案・政策提言を行うこと」を挙げています。</p>
2	<p>② 議会が関係行政庁に意見表明することは、立法者が行政者に対して意見表明することになり、行政に立法、政策作成、政策の評価、法改正、政策の改善を求めるようなものであれば、議会としての能力の無さの表明となってしまう。</p>	<p>② 神戸市会は、政令指定都市の議会として、幅広い視野と多角的な視点から、神戸市を取り巻く社会経済情勢を把握するとともに、専門的知見なども活用しながら、市政の課題について調査研究を行うことにより政策立案に努め、独自の政策提案・提言に取り組むことにしています。</p> <p>それらを踏まえ、意見書、決議その他の方法により、国会又は関係行政庁へ意見表明などを行うことについては、議会の高い市民代表性を生かし、単なる確認機関、監視機関という受動的な位置付けだけではなく、積極的・主導的な政策誘導に努めていこうとするものです。</p>
3	<p>③ 議会は言論の場であるため、野次は厳禁とする条例を制定し、その立場から、野次が横行する国会に意見表明してほしい。</p>	<p>③ 神戸市会では、会議規則第87条において、既に議事妨害の禁止を定めており、適切に運用されています。また、国会に対して意見表明すべきとの御意見ですが、このことは国会が自律的に定め、運用すべきことと考えます。</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
4	<p>④ 議決事件の対象を基本構想及び基本計画としているが、それらは実施構想、実施計画ではない。</p> <p>市長等による議会への説明義務も、議会の実施計画作成のためのものであり、行政に対して実施計画作成を期待しての提案程度のものであれば、立法府を預かる者の能力としては、甚だ心もとない。</p>	<p>④⑤⑥⑦ 近年、市政の課題が多様化・専門化してきていることに伴い、地方自治法第96条第1項に列挙されている事項以外にも、市民の福祉にとって重要である事項が増加してきています。</p> <p>前例のないような大都市特有の諸課題に次々と直面していく中、合議制の機関たる議会が、多様な市民の多様な意見を多様に代表できるという特性を最大限に発揮し、神戸市が進むべき方向性を積極的に示していくことが求められています。</p>
5	<p>⑤ 姉妹都市若しくは友好都市等の関係を提携又は解消しようとするときに、市長が議会に報告するのではなく、事後に議会の議決を要するとするべきではないか。</p>	<p>このような観点から、神戸市の将来像を描く基本構想及び基本計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするについて、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件の対象とするものです。</p>
6	<p>⑥ 議会は条例の制定をすることとされているが、条例は裏付けのある条例でなければならぬとすれば、実施計画まで作成されてこそ、市民に責任を持って議決でき得るのではないか。条例が、議会の議決事件とする基本計画レベルで議決すれば、実施計画レベルではない基本計画レベルで条例が定められることになり、条例の実効性の担保の根拠が弱いということの意味する。</p>	<p>このように、この観点から、神戸市の将来像を描く基本構想及び基本計画の範囲内ということで、執行機関に一定の裁量を認めるという観点から、議決対象とまではしないが、市長等に遅滞なく報告する義務を課すことにしています。</p> <p>併せて、姉妹都市若しくは友好都市又はこれに類するものを提携し、又は解消しようとするときも同様としています。</p>
7	<p>⑦ 「議会は、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。」とされているが、「議会は市長等に法の厳正な執行を求め、あるいは、条例作成のための資料提出を求めるものとする。」とすべきである。</p>	<p>また、基本計画に基づく実施計画及び各行政分野における基本的な計画については、議決対象とした基本構想及び基本計画の範囲内ということで、執行機関に一定の裁量を認めるという観点から、議決対象とまではしないが、市長等に遅滞なく報告する義務を課すことにしています。</p> <p>併せて、姉妹都市若しくは友好都市又はこれに類するものを提携し、又は解消しようとするときも同様としています。</p> <p>また、地方自治法第112条には、議員の議案提出権が認められており、多元的な利益を反映することのできる合議制である議会が、独任制である長とは異なる独自の観点から、積極的に政策立案に努め、政策提案・提言を行うことにより、地方自治の本旨に基づく市民の信託に全力で応えていこうとするものです。</p>
8	<p>⑧ 民主的としているが、多数決で決めることであり、少数者尊重のため、少数者が提案する条例案の扱い方についても検討されなければならない。</p> <p>さらに、条例の改善方法についても検討されなければならない。</p>	<p>⑧ 民意の多様化や地方行政事務の拡大等に伴い、監視機能や政策立案機能など、議会の果たす役割がますます大きくなってきています。</p> <p>このような中、議会運営については、民主的かつ効率的に行うものとしていますが、御指摘のとおり、民主性と効率性のどちらに偏ることもなく、そのバランスを図っていくことが重要であると考えています。</p> <p>また、最終的には多数決で決めざるを得ない場合においても、議論は尽くしていくべきであると考えており、議会は、「年間を通じて十分に審議を尽くすことのできる会期を定めるものとする」としています。</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
9	<p>⑨ 委員会の活動として、市の事務の調査の充実が挙げられているが、議会が実施計画まで行わず、基本計画レベルを根拠とする条例について、その執行状況を調査確認しようとしても、基本計画レベルまでの調査しかできないことになり、細部まで目の届いた監査、更に条例の評価等は充分にはできないものとならざるを得ない。</p>	<p>⑨ 御指摘のとおり、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決事件については、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止のみを対象としています。実施計画等の策定、変更又は廃止については、市長等に議会への説明を義務付けることにしています。したがって、これらの情報に基づき、執行機関である市長等への監視及び評価等については、十分実施できるものと考えています。</p>
10	<p>⑩ 広報及び広聴のため、議会の実施機関の設置が必要と考える。</p>	<p>⑩ 議会における広報及び広聴の充実については、議会広報紙、議会ホームページのほか、インターネットによる生中継・録画中継を本会議及び全ての常任・特別委員会に拡大するなど、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにしており、その実施する内容や手法等については、市会運営委員会で議論・決定することになっています。</p>
11	<p>⑪ 研修及び調査研究機関設置は、政務調査費を充てることが考えられる。議会付属の研究機関設置のためであれば、政務調査費の拡充は、市民的理解を得られるものとする。</p>	<p>⑪ 政務調査費については、議員の調査研究に資するための必要な経費として、各会派に対して交付されるものであり、議会による調査機関の設置とは趣旨が異なることとなりますが、いずれにしても、政策形成機能などの議会機能の強化に資するため、調査機関の設置については、積極的に活用していくことにしたいと考えています。</p>
12	<p>⑫ 市会図書室の充実を図るため、政務調査費の拡充が必要と考えられ、市民的理解を得られるものとする。</p>	<p>⑫ 市会図書室については、調査機関の設置と同様、積極的に活用していくことにしたいと考えています。</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
2. Bさん		
13	<p>① どこの市議会でも作成できる一般的な内容となっており、オリジナリティがなさ過ぎる。神戸市の件では、前文に阪神・淡路大震災について触れられているだけで、政令指定都市の議会として、条例本体ではもう少し先進的で、イメージアップにつながる内容の工夫を望みたい。</p> <p>また、各々の議員が日頃感じている神戸市特有の課題について、少しでも条例に盛り込むべきである。</p>	<p>① 神戸市は人口154万人を擁する大都市自治体であり、前例のないような大都市特有の諸課題に次々と直面していく中、合議制の機関たる議会が、多様な市民の多様な意見を多様に代表できるという特性を最大限に発揮し、神戸市が進むべき方向性を積極的に示していくことが求められています。</p> <p>このような中、神戸市会は、政令指定都市の議会として、幅広い視野と多角的な観点から、神戸市を取り巻く社会経済情勢を把握するとともに、専門的知見なども活用しながら、市政の課題について調査研究を行い、積極的に独自の政策立案及び政策提案・提言に取り組むこととしています。</p> <p>ただ、条例については、社会的規範としての力を持つためには、一定の抽象度を備えていなくてはならないとされており、御指摘の神戸市特有の課題の条例への盛り込みなどについては行っていません。</p> <p>御指摘の部分については、各々の議員がどういう議会活動を行っているかを会議録・委員会記録を通じてご覧いただきたいと思っています。</p>
14	<p>② 大まかな原理原則が書かれているが、具体的に何をすべきか、それをどうやって実現するのかについては、「議決事件」「議会への説明」「会議等における質疑応答」のほぼ3箇所のみ記載になっており、大半が検討等の先送りに留まっている。詳細内容まで示す必要はないが、理念や抽象論ばかりではなく、条例本体では、具体的方策まで明示した箇所を多くすることが望まれる。</p> <p>また、インターネットによる本会議・委員会の生中継を実施することが、ホームページに記載されているが、要綱にも明確に記述した方がよかったのではないか。</p>	<p>② 条例については、社会的規範としての力を持つためには、一定の抽象度を備えていなくてはならないとされています。つまり、あらゆる事態に備えて詳細に規定していたのでは、何か新しい事態が生じると、たちまち規範としての意義を失ってしまうからというのがその趣旨です。</p> <p>この考え方に基づき、御指摘の「インターネットによる本会議や委員会の生中継の実施」については、広報及び広聴の充実を規定した項目において、「情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用する」と表現しており、インターネット以外の新しい手段にも対応できるようにしていますので、今後の市会としての取り組みを注視いただければ幸いです。</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
15	<p>③ 前文に市民による多様な意見の反映の重要性が示されているにもかかわらず、本文には市民参加について3行程度しか記載されていない。これでは、市民の重要性がないがしろにされている感が否めず、市民の関心を引くことも期待できないだろう。</p> <p>直接声を聴くことがほとんどない無党派・無関心層の市民参加を促し、より市民に身近な市会を実現するために、「市民討議会」の活用を盛り込んでいただきたい。市政及び議会への市民の関心を高めることに加え、議員だけでは得られない有益な知見やユニークなアイデアを獲得でき、議員のスキル向上や議会活動全体のレベルアップにもつながるはずである。</p>	<p>③ 御指摘のとおり、「市民討議会」は、平成17年、東京都千代田区で試行実験され、翌年、三鷹市における「まちづくりディスカッション」においてモデル開発されたものであり、この数年間、全国の市町村で実施されるようになってきており、日本版ミニ・パブリックスとして注目を集めています。</p> <p>具体的には、ドイツで住民自治の手法として行われているプラーヌクツェレ（計画細胞の意味）を日本風にアレンジし取り入れたものであり、開催形式は大きく分けて、行政（国・自治体）とNPOなど公益団体が共催する形式、NPOなど公益団体が実施する形式、行政（国・自治体）が実施する形式の3類型となっており、議会が実施主体となった例はまだないようです。</p> <p>なお、市民討議会の元となったプラーヌクツェレは、「無作為抽出で選ばれ、限られた期間、有償で、日々の労働から解放され、進行役のアシストを受けつつ、事前に与えられた解決可能な計画に関する課題に取り組む市民グループである。」と定義されています。</p> <p>ただ、この「市民討議会」は、サイレント・マジョリティの声を聴く有効な手法であると評価の声がある一方、参加者数が限定されているため統計的な観点からその偏りが大きく、最も重要な条件と言われている「参加者が社会の縮図に成り得ている。」ということが満たされておらず、また、単なる「市民啓発事業」に終わっているといった批判の声もあります。</p> <p>いずれにしても、議会が実施主体となった事例はまだないようでもあり、合議制である議会が実施主体となるべきかどうかも含め、今後の研究課題としたいと考えています。</p>
16	<p>④ 要綱が、堅苦しい、型通りという印象が強いため、会話調の文体にする等の新鮮さや一種の遊び心も織り交ぜた方が良いと感じる。市民、特に若者に関心を向けてもらうよう、少しでも読んで人の心に響き、読みたくなるようなものにしていただきたい。</p>	<p>④ 条例は、一度制定されると、言葉を媒介として全く独立した存在となり、条例の立案、審議に関係した者等が全てなくなってしまっても存在し続けるものと言えます。</p> <p>したがって、法令用語を用いて正確に表現されたものでない場合、一義的な解釈を導き出すことはできないこととなり、支障が生ずる場合も出てくると考えられるため、会話調の文体にする等は難しいと考えていますので、御理解の程お願いします。</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
17	<p>⑤ ホームページやメールマガジン、広報紙、議員の個人ブログ等で要綱や議会基本条例制定への取組が紹介されているが、これらを読む人は政治に関心が高い層に限られており、市民への周知度は現段階で全く不十分のように感じる。そのような状況下でパブリックコメント等といっても、広く様々な市民層の意見を吸収し反映することは困難であり、条例作成に向けてはマスメディアも活用した、より積極的な広報活動を期待するとともに、条例作成過程における一般市民の参加や幅広い意見の反映についてもなお一層取り組んでいただきたい。</p>	<p>⑤ 報道機関への情報提供は従来にも増して積極的に行い、また、ホームページやメールマガジン、市会だよりなどのほか、区役所窓口での資料配布や市政アドバイザーからの意見聴取も行っていますので、できる限り市民の皆様の御意見をお聞きできるよう、積極的に広報活動に努めてまいりたいと考えています。</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
3. Cさん		
18	① 市議会は何人の議員で構成され、任期は何年か。	① 神戸市会の議員は69名（神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例第1条）で、任期は4年（地方自治法第93条第1項）です。
19	② 市長は独自で決定し、施行する権限を持っているか。	② 市長は、独任制の執行機関として、市の組織を統轄・代表し、市の予算の調製・執行、条例の制定・改廃の提案及びその他議会の議決すべき事件についての議案提出等の権限を有しています。
20	③ 市議会を監視・評価するのは、市民（選挙）ということになるのか。	③ 市議会を監視・評価するのは、主に有権者である市民であり、最終的には市民の選挙ということになりますが、監視・評価していただくための情報を提供するために、広報及び広聴の充実に努めることにしています。 具体的には、報道機関への情報提供を始め、議会広報紙、議会ホームページのほか、インターネットによる議会中継など情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにしています。
21	④ 市会事務局の支援、学識経験者の活用、市会図書室の存在などをもってしてもなお、政務調査費は必要か。日常の調査研究など、自己負担の範囲内で可能なのでは。	④ 神戸市会は、政令指定都市の議会として、幅広い視野と多角的な視点から、神戸市を取り巻く社会経済情勢を把握するとともに、専門的知見なども活用しながら、市政の課題について調査研究を行うことにより政策立案に努め、独自の政策提案・提言に取り組むことにしています。 このため、神戸市会では、地方自治法に基づき、議員の調査研究活動に資するための経費の一部として、各会派に対し政務調査費を交付しています。 大都市を取り巻く課題が多様化・複雑化している状況の中、議会の審議能力の強化と調査活動の基盤充実に努める観点から、必要なものであると考えています。

No.	意見等の概要	本市会の考え方
22	<p>4. Dさん</p> <p>① 北海道の栗山町議会が議会基本条例の先達だが、神戸市の案では、この栗山町議会の方針が、骨抜きになっていると思う。なぜこの条例が作られたのか、作らなければならなかったのかを考えて欲しい。</p> <p>美辞麗句だけを並べて、市民の声を直接に聞く姿勢に欠けていないか。もっと市民へ向き合って欲しい。骨抜きなら条例など不要だと思う。</p>	<p>① 神戸市は人口154万人を擁する大都市自治体であり、前例のないような大都市特有の諸課題に次々と直面していく中、合議制の機関たる議会が、多様な市民の多様な意見を多様に代表できるという特性を最大限に発揮し、神戸市が進むべき方向性を積極的に示していくことが求められています。</p> <p>このような中、神戸市会は、政令指定都市の議会として、幅広い視野と多角的な観点から、神戸市を取り巻く社会経済情勢を把握するとともに、専門的知見なども活用しながら、市政の課題について調査研究を行い、積極的に独自の政策立案及び政策提案・提言に取り組むことにしています。</p> <p>政策形成と市民との関係については、条例要綱の「5. 市民と議会の関係」の「市民参加の促進」において、「議会は、市民の多様な意見を把握し、政策形成に反映し得る合議体としての特色を最大限に活かし、市民が議会の活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。」と定めています。</p> <p>例えば、請願・陳情については、一定の内容のものを審議の対象外としている自治体もありますが、本市会においては、市民の市政への関与として積極的に受け止めています。具体的には、市外居住者からの郵送による陳情を要望書として取り扱う以外は、全ての請願・陳情を委員会に付託又は送付して、口頭陳述も受けるなどして審議を行っており、十分な審議を保障していると考えています。</p> <p>また、神戸市会では、本会議のみならず、委員会につきましても傍聴の自由及び報道の自由を保障しています。</p> <p>さらに、会議録の公開だけでなく会議資料についても、本会議資料は本会議の1週間前、委員会資料は委員会の1週間前より市会図書室及び市政情報室で閲覧できるようにしているほか、資料をPDFファイルにして、その翌日にホームページに掲載しており、市民の方も議員と同様の資料をご覧いただけます。</p> <p>今後とも、市民の方々の御意見も反映しながら、積極的な政策立案及び政策提案・提言に努めてまいります。</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
5. Eさん		
23	<p>① 地方自治の最前線にいる議会、議員が自らの弱さを明らかにし、住民とともに変革の姿勢を打ち出すことが重要である。</p> <p>そのためにも議会基本条例制定に当たって、例えば行政区毎に、市民の意見を聞き、討論する様々な場を是非とも作ってほしい。</p>	<p>①② 神戸市は人口154万人を擁する大都市自治体であり、前例のないような大都市特有の諸課題に次々と直面していく中、合議制の機関たる議会が、多様な市民の多様な意見を多様に代表できるという特性を最大限に発揮し、神戸市が進むべき方向性を積極的に示していくことが求められています。</p> <p>このような中、神戸市会は、政令指定都市の議会として、幅広い視野と多角的な視点から、神戸市を取り巻く社会経済情勢を把握するとともに、専門的知見なども活用しながら、市政の課題について調査研究を行い、積極的に独自の政策立案及び政策提案・提言に取り組むことにしています。</p> <p>ただ、このように、独自の政策提案・提言に取り組んでいくとしても、御指摘のとおり、自治体の仕事は、国の法律や制度に大きく制約されており、とりわけ税財源の乏しい自治体にとって、財政上の制約は大きいものがあるのも事実です。</p> <p>一方、平成23年には、国の法令による地方公共団体への「義務付け・枠付けの見直し」が行われ、条例制定権の自主性及び自由度を高めることを狙いとした「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」が成立するなど、近年、地域のことは地域が決めるという住民による行政を実現しようとする方向への転換が進められています。</p> <p>このような中、神戸市会においても、道州制や大都市制度などの国との関係については、会派によって考え方が異なるところであり、本会議や委員会の審議を通して各会派の考え方を明らかにしていくことになると考えています。</p>
24	<p>② 国との関係が触れられておらず、追加すべきである。また、県との関係や道州制、大都市制度の問題と併せて検討すべき課題である。</p>	<p>③④⑤ 条例要綱の「5. 市民と議会の関係」の「市民参加の促進」において、「議会は、市民の多様な意見を把握し、政策形成に反映し得る合議体としての特色を最大限に活かし、市民が議会の活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。」と定めています。</p> <p>また、神戸市会では、本会議のみならず、委員会につきましても、傍聴の自由及び報道の自由を保障しています。</p> <p>さらに、会議録の公開だけでなく会議資料についても、本会議資料は本会議の1週間前、委員会資料は委員会の1週間前より市会図書室及び市政情報室で閲覧できるようにしているほか、資料をPDFファイルにして、</p>
25	<p>③ 区毎に選出される議員の役割、議員と住民(区民)との関係をどうするのか、どういう意見反映の場、討論の場を作り出すのか。</p>	<p>③④⑤ 条例要綱の「5. 市民と議会の関係」の「市民参加の促進」において、「議会は、市民の多様な意見を把握し、政策形成に反映し得る合議体としての特色を最大限に活かし、市民が議会の活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。」と定めています。</p> <p>また、神戸市会では、本会議のみならず、委員会につきましても、傍聴の自由及び報道の自由を保障しています。</p> <p>さらに、会議録の公開だけでなく会議資料についても、本会議資料は本会議の1週間前、委員会資料は委員会の1週間前より市会図書室及び市政情報室で閲覧できるようにしているほか、資料をPDFファイルにして、</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
26	<p>④ 傍聴や請願・陳情の在り方の改善もっと徹底されるべきであり、必要に応じて議会や委員会直接意見表明する権利を広げることも重要である。</p> <p>さらに、住民の政治意織も高まり、また、社会の矛盾の拡大・深化とともに、多くの住民運動や市民運動がある。議会として、これらの運動とどう向き合うか問われている。</p>	<p>その翌日にホームページに掲載しており、市民の方も議員と同様の資料をご覧いただけます。</p> <p>請願・陳情については、一定の内容のものを審議の対象外としている自治体もありますが、神戸市会においては、市民の市政への参画の場として積極的に受け止めています。</p> <p>具体的には、市外居住者からの郵送による陳情を要望書として取り扱う以外は、全ての陳情・請願を委員会に付託又は送付して、口頭陳述も受けるなどして審議を行っており、十分な審議を保障していると考えています。</p> <p>さらに、議会における広報及び広聴の充実については、報道機関への情報提供は従来にも増して積極的に行うとともに、議会広報紙、議会ホームページのほか、インターネットによる生中継・録画中継を本会議及び全ての常任・特別委員会に拡大するなど、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することとしています。</p> <p>市民と討議する場については、平成17年、東京都千代田区で試行実験され、翌年、三鷹市における「まちづくりディスカッション」においてモデル開発された「市民討議会」がありますが、この数年間、全国の市町村で実施されるようになってきており、日本版ミニ・パブリックスとして注目を集めています。</p>
27	<p>⑤ 住民の市政参画をどう進めるかという一方通行ではなく、議会・議員からどう住民の中に入っていくか、また、意見を聞く場、議論する場を作り出していくのが課題である。</p>	<p>ただ、この「市民討議会」は、サイレント・マジョリティの声を聴く有効な手法であると評価の声がある一方、参加者数が限定されているため統計的に見てその偏りが大きく、最も重要な条件と言われている「参加者が社会の縮図に成り得ている。」ということが満たされておらず、また、単なる「市民啓発事業」に終わっているといった批判の声もあります。</p> <p>いずれにしても、議会が実施主体となった事例はまだないようでもあり、合議制である議会が実施主体となるべきかどうかも含め、今後の研究課題としたいと考えています。</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
6. Fさん		
28	<p>① 「住民に身近な存在であるとともに、多様な意見を反映することのできる議会のさらなる充実・強化が求められている。」を「市民との協働を目指す観点から、市民の議会活動への参画の手立て・仕組み等のさらなる充実・強化が求められている。」と具体化を願いたい。</p>	<p>神戸市は人口154万人を擁する大都市自治体であり、前例のないような大都市特有の諸課題に次々と直面していく中、合議制の機関たる議会が、多様な市民の多様な意見を多様に代表できるという特性を最大限に発揮し、神戸が進むべき方向性を積極的に示していくことが求められています。</p> <p>このような中、御指摘の部分は、最終的には一人で意思決定を行う独任制である市長に比して、多元的な利益を反映することのできる合議制である議会の方が、前例のないような大都市特有の諸課題の解決については優位性があるとし、今後、増加が予想されるこのような課題について、積極的に解決に取り組んでいくことを示したものでありますので、御理解の程お願いします。</p>
29	<p>② 「市民が議会の活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。」を「市民が議会活動に参加する機会を確保するため、公聴会・参考人制度、必要に応じ議会報告会・意見交換会の活用、さらに常設の課題検討会等の設置も検討する。」とより具体化を願いたい。</p>	<p>② 神戸市会は、政令指定都市の議会として、幅広い視野と多角的な観点から、神戸市を取り巻く社会経済情勢を把握するとともに、専門的知見なども活用しながら、市政の課題について調査研究を行い、積極的に独自の政策立案及び政策提案・提言に取り組むことにしています。</p> <p>政策形成と市民との関係については、条例要綱の「5. 市民と議会の関係」の「市民参加の促進」において、「議会は、市民の多様な意見を把握し、政策形成に反映し得る合議体としての特色を最大限に活かし、市民が議会の活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。」と定めています。</p> <p>また、議会報告会については、何をどう報告するのか、会派間の意見の違いをどう取り扱うのかといったことや、組織的に動員が行われる可能性があるなど課題も多く、将来的な検討課題としていますので、御理解の程お願いします。</p> <p>条例については、社会的規範としての力を持つためには、一定の抽象度を備えていなくてはならないとされています。つまり、あらゆる事態に備えて詳細に規定していたのでは、何か新しい事態が生じると、たちまち規範としての意義を失ってしまうからというのがその趣旨ですので、御理解の程お願いします。</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
7. Gさん		
30	① この問題で公聴会を開いて広く直接市民の意見を聞いてほしい。	① 神戸市会においても、ホームページやメールマガジン、市会だよりなどのほか、区役所窓口での資料配布や市政アドバイザーからの意見聴取も行っており、できる限り市民の皆様の御意見をお聞きできるよう、積極的に広報及び広聴活動に努めてきたと考えています。
31	② 議会報告をもっと詳しくしてほしい。	② 条例要綱では、「5. 市民と議会の関係」の「広報及び広聴の充実」において、「議会は、市民に開かれた議会を実現するため、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、広報及び広聴の充実に努めるものとする。」としています。 例えば、平成24年第1回定例会市会より、全議案、請願・陳情に対する会派の賛否をホームページに掲載することとしたほか、議事録の早期公開のため速報版をホームページに掲載しています。 また、本会議や委員会のインターネットでの生中継などを今年度から実施する予定にしており、今後も、議会の活動について市民の皆様を知っていただけるように努めてまいります。
32	③ 議事録を希望者に配布できるシステムを作ってほしい。	③ 議事録については、現在、調製でき次第、市会図書室に配架するほか、ホームページからもご覧いただくことが可能となっておりますので、御理解の程お願いします。 なお、時期は異なりますが、議事録を製本し、中央図書館にも備え置いています。
33	④ 委員会において、議員、当局、市民傍聴席の間に格差があるのはおかしい。同じ座席にすればもっと人数が入れる。	④ 傍聴席の椅子については統一していますが、スペースなどの問題からも仕様を変えることについては困難であると考えています。
34	⑤ 「傍聴人の注意事項」にくだらない項目を書かないで欲しい。	⑤ 「傍聴人の注意事項」は、円滑な議会運営を図るために最低限の事項を記載させていただいておりますので、御理解の程お願いします。

No.	意見等の概要	本市会の考え方
35	<p>⑥ 何が議論されているか分からないので、委員会の傍聴者に委員と同じ資料を配布してほしい。</p>	<p>⑥ 委員会資料については、現在、協議事項（委員会議事日程）を配布しているほか、会議資料についても、委員会の1週間前より市会図書室及び市政情報室で閲覧できるようにしています。</p> <p>また、資料をPDFファイルにして、その翌日にホームページに掲載しており、市民の方も議員と同様の資料をご覧いただけます。</p>
36	<p>⑦ 委員会において請願・陳情者、傍聴人の意見質問の時間を保障してほしい。</p>	<p>⑦ 委員会においては、委員会が必要と認めるとき、又は請願若しくは陳情の代表者から申し出があった場合、請願又は陳情の口頭陳述（5分程度）を受けることができることにしています。</p> <p>なお、委員会は、市民に直接選ばれた議員の議論の場であり、傍聴人の発言については認められていませんので、御理解の程お願いします。</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
8. Hさん		
37	<p>① 最近、議会基本条例が全国を席卷しているが、他自治体と同じものが多いように思われる。もっと地方特性を発揮してもよいのではないか。さすがは神戸市の議会基本条例だと誇れるような、気概ある条例を期待したい。</p>	<p>① 神戸市は人口154万人を擁する大都市自治体であり、前例のないような大都市特有の諸課題に次々と直面していく中、合議制の機関たる議会が、多様な市民の多様な意見を多様に代表できるという特性を最大限に発揮し、神戸が進むべき方向性を積極的に示していくことが求められています。</p> <p>このような中、神戸市会は、政令指定都市の議会として、幅広い視野と多角的な観点から、神戸市を取り巻く社会経済情勢を把握するとともに、専門的知見なども活用しながら、市政の課題について調査研究を行い、積極的に独自の政策立案及び政策提案・提言に取り組むことにしています。</p> <p>また、会期の設定については、「議会は、市政の課題に的確かつ柔軟に対応し、主体的・機動的な活動を展開するため、年間を通じて十分に審議を尽くすことのできる会期を定めるものとする。」とすることにより、これまでの政令指定都市にはない2会期制を採用することにしています。</p> <p>ただ、条例については、社会的規範としての力を持つためには、一定の抽象度を備えていなくてはならないとされており、具体的な神戸市特有の課題の条例への盛り込みなどについては、控えさせていただいています。</p>
38	<p>② 議会の現状に対する反省と市民の視点が弱く、ときには自賛に流され過ぎの嫌いもある。</p> <p>市民とともにある市議会であることを堂々と掲げ、改革に対する決意表明を前文に明記すべきである。</p>	<p>② 日本国憲法は、地方自治制度において、地方公共団体における独任制である執行機関の市長と合議制である議事機関としての議会の議員を、共に市民の直接選挙で選ぶ「二元代表制」を採用しており、それぞれが市民の代表機関としての権限を担い、それぞれの特色を生かしながら相互の均衡と調和を図ることにしています。</p> <p>これらを踏まえ、前文中には、市民の参加を踏まえた議会の役割として、「市民の積極的な参加を得ながら、・・・(中略)・・・多様な観点から政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、独自の政策立案・政策提言を行う」ことを挙げていますので、御理解の程お願いします。</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
39	<p>③ 議会基本条例の必要性は、議会が余りにも議員中心の考えから発想されており、市民がいかなる位置を占めるかについての発想が希薄であったこと、すなわち、市民と議員との関係の在り方の認識が欠如してきたためである。</p> <p>もう1度、二元代表制の基本に立ち返って、議会制民主主義を立て直そうという決意表明をしなければならない。</p>	<p>③ 神戸市会は、政令指定都市の議会として、幅広い視野と多角的な観点から、神戸市を取り巻く社会経済情勢を把握するとともに、専門的知見なども活用しながら、市政の課題について調査研究を行い、積極的に独自の政策立案及び政策提案・提言に取り組むことにしています。</p> <p>これらの政策形成過程においては、条例要綱の「5. 市民と議会の関係」の「市民参加の促進」において、「議会は、市民の多様な意見を把握し、政策形成に反映し得る合議体としての特色を最大限に生かし、市民が議会の活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。」と定めています。</p> <p>具体的には、請願、陳情については、一定の内容のものを審議の対象外としている自治体もありますが、神戸市会においては、市民の市政への関与として積極的に受け止めています。</p> <p>つまり、市外居住者からの郵送による陳情を要望書として取り扱う以外は、全ての請願・陳情を委員会に付託又は送付して、口頭陳述も受けるなどして審議を行っています。</p> <p>また、本会議については、地方自治法第115条第1項に規定する「会議公開の原則」に基づき、傍聴の自由及び報道の自由を保障するとともに、会議録の公開も全面的に行っており、委員会においても同様に情報発信を行っているところです。</p> <p>さらに、議会における広報及び広聴の充実については、議会広報紙、議会ホームページのほか、インターネットによる生中継・録画中継を本会議及び全ての常任・特別委員会に拡大するなど、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにしています。</p> <p>このように、前文にもありますが、「市民の積極的な参加を得ながら、・・・（中略）・・・多様な観点から政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、独自の政策立案・政策提言を行う」よう努めてまいりたいと考えています。</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
40	<p>④ 「本会議、委員会その他の会議は、民主的かつ効率的な運営を行うものとする。」としているが、現行の各会派の質疑の持ち時間の設定は極めて非民主的である。</p> <p>単に会派人数による時間設定は、効率的であるが、少数会派は短い持ち時間しか確保できず、実質的に十分な質疑時間を確保できない。会派人数による配分が最も民主的という根拠があるのだろうか。実質的かつ中身のある質疑が保障できるかが問題なのではないか。</p> <p>小政党や無所属議員が、どの程度自由な発言・活動が認められるかが民主主義のバロメーターである。</p>	<p>④ 神戸市は人口154万人を擁する大都市自治体であり、民意の多様化や地方行政事務の拡大等に伴い、監視機能や政策立案機能など、議会の果たす役割はますます大きくなってきています。</p> <p>このような中、議会運営については、民主的かつ効率的に行うものとしていますが、民主性と効率性のどちらに偏ることもなく、そのバランスを図っていくことが重要であると考えています。</p> <p>また、最終的に多数決で決めざるを得ない場合においても、議論は尽くすべきであると考えており、会期の設定については、「議会は、市政の課題に的確かつ柔軟に対応し、主体的・機動的な活動を展開するため、年間を通じて十分に審議を尽くすことのできる会期を定めるものとする。」とすることにより、これまでの政令指定都市にはない2会期制を採用することにしています。</p> <p>なお、議会審議において大きな役割を果たす常任委員会については、質疑時間の制約を設けておらず、十分な審議を行うことが可能となっています。</p>
41	<p>⑤ 「会議等を原則として公開するものとする。」としているが、この規定が秘密会議への道を開くおそれがあることを留意すべきである。特に、議会運営委員会が目立たないが、極めて重要な役割を果たしているにも関わらず、市民に非公開とされているのは、極めて不合理であり、非民主的である。どうしても非公開としなければならないときは、事前にその理由等を市民に明示すべきである。</p>	<p>⑤ 本会議については、地方自治法第115条第1項に規定する「会議公開の原則」に基づき、傍聴の自由及び報道の自由を保障するとともに、会議録の公開も全面的に行っており、委員会においても同様に情報発信を行っているところです。</p> <p>御指摘の市会運営委員会の公開については、議論の結果、「市会運営委員会については、委員会室のスペース的な問題もさることながら、その性格が市会運営や本会議の議事に関する事前確認の場であることから、報道機関以外の一般傍聴を認めることは適当ではない。」との結論に至りましたので、御理解の程お願いします。</p>
42	<p>⑥ 請願・陳情を市民からの政策提案として位置付け、それにふさわしい扱いをすべきである。陳情について、所管委員会に送付はされても、どのように扱われたのか責任の所在が不明であるなど、請願に比して、極めて軽い扱いしか受けていない。中には、初めに結論ありきと思わせるような審査内容もあり、市議会に陳情しても無駄という声も聞かれる。議会機能の有効性が問われていることを認識すべきである。</p>	<p>⑥ 請願・陳情については、一定の内容のものを審議の対象外としている自治体もありますが、神戸市会においては、市民の市政への参画の場として積極的に受け止めています。</p> <p>具体的には、市外居住者からの郵送による陳情を要望書として取り扱う以外は、全ての請願・陳情を委員会に付託又は送付して、口頭陳述も受けるなどして審議を行っています。</p> <p>今後とも、市民の御意見を反映しながら、積極的な政策立案及び政策提案・提言に努めてまいりたいと考えています。</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
43	<p>⑦ 議案に対する各会派の意見表明は明らかにされているが、個々の議員の意見表明も、市民に知らせるべきである。会派意見は知りやすいが、個別意見を知ることが一般市民にとって困難であるからである。</p>	<p>⑦ 議会における広報及び広聴の充実については、議会広報紙、議会ホームページのほか、インターネットによる生中継・録画中継を本会議及び全ての常任・特別委員会に拡大するなど、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにしていきます。</p> <p>また、それぞれの会派の考え方を明らかにするため、議案の賛否等の議会情報を開示・共有することに関して、全議案、請願・陳情に対する会派の賛否をホームページに掲載することとし、平成24年第1回定例会市会より運用を開始しました。</p> <p>なお、会派単位の賛否となっていますが、会派に所属する議員については、ホームページの別の項目で御確認いただきたいと思ます。</p>
44	<p>⑧ 議会報告会の開催について、時期尚早との意見もあるが、議員と市民を結び付け、市政への関心を高める有効な手段であるので、是非実現を希望したい。</p>	<p>⑧ 議会報告会については、何をどう報告するのか、会派間の意見の違いをどう取り扱うのかといったことや、組織的に動員が行われる可能性があるなど課題も多く、将来的な検討課題としていきます。</p>
45	<p>⑨ 議会が全権委任されているわけではないことに配慮して、多様な民意の反映を図るため、直接請求制度の活用について、検討すべきである。</p>	<p>⑨ 直接請求制度については、地方自治制度の根幹である代表民主制を前提としつつ、これを補完する制度であり、国の方でも、現行の直接請求制度の拡充を図るという観点から、解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和するべく、地方自治法の改正案を国会に提案しており、これが成立すれば、市民の方々にとっても活用しやすいものになると考えられます。</p>
46	<p>⑩ 議会が権力機関として、傍聴者に対して威圧的な印象を与えたりすることのないよう、配慮が必要である。</p> <p>その意味で、現行の「傍聴人の注意事項」は、拍手まで禁じる等、傍聴者を暴徒予備軍とみなすようなものであり、市民として願い下げいただきたい。</p>	<p>⑩ 「傍聴人の注意事項」の件については、円滑な議会運営を図るために最低限の事項を記載させていただいていますので、御理解の程お願いします。</p>
47	<p>⑪ 名のための討論ではなく、真の言論を取り戻すために、速やかに、議員間の自由討論を復活すべきである。</p>	<p>⑪ 「4. 議会運営の原則」における「委員会の活動」のところで、「委員は、委員間における討議等を通じて、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。」としており、議員間の自由討議につきましては、まずは、委員会から実施していきたいと考えています。</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
48	<p>⑫ 市会図書室が一般市民にも開放されたことは歓迎すべきことだが、コピーがそこでできないのは、著しく機能を損なっている。速やかな改善をお願いしたい。</p>	<p>⑫ 御指摘のとおり、市会図書室については、一般市民への図書貸出しを行っており、これを実施しているのは、政令指定都市のうち神戸市だけです。</p> <p>ただ、コピーについては、現在、市政情報室において有料で行っていただいています。が、事務手続等の関係もあり、市会図書室での実施については、今後の課題とさせていただきたいと考えています。</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
9. Iさん		
49	<p>① 議員各自・各会派の市政に対する考え方・活動を詳しく知るため、本会議・委員会での議案に対する賛否を会派だけでなく、議員個人についても紙面で公表してほしい。</p>	<p>① 神戸市は人口154万人を擁する大都市自治体であり、前例のないような大都市特有の諸課題に次々と直面していく中、合議制の機関たる議会が、多様な市民の多様な意見を多様に代表できるという特性を最大限に発揮し、神戸が進むべき方向性を積極的に示していくことが求められています。</p> <p>神戸市会は、政令指定都市の議会として、幅広い視野と多角的な観点から、神戸市を取り巻く社会経済情勢を把握するとともに、専門的知見なども活用しながら、市政の課題について調査研究を行い、積極的に独自の政策立案及び政策提案・提言に取り組むことにしています。</p> <p>このような中、議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員の集団として会派を結成しており、政策立案及び政策提案・提言などの議会活動に関し、会派間で相互に協議を行うことにより、円滑かつ効果的な議会運営を行っています。</p> <p>これらの状況を踏まえ、それぞれの会派の考え方を明らかにするため、議案の賛否等の議会情報を開示・共有することに関して、全議案、請願・陳情に対する会派の賛否をホームページに掲載することとし、平成24年第1回定例会より運用を開始しました。</p> <p>なお、会派単位の賛否となっていますが、会派に所属する議員については、ホームページの別の項目で御確認いただきたいと思ます。</p>
50	<p>② 反問権（市長等が議員の質疑又は質問の趣旨を確認するための発言）での市長等の発言とそれに対する議員の発言の詳細を紙面で公表してほしい。</p>	<p>② 条例要綱の「3. 議会と市長等との関係」の「市長等との関係の基本原則」において、「議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し」としています。</p> <p>反問権については、市会と市長等との間に圧倒的な情報量と組織力の差があるため、市長等からの反問権は認めないものの、新たに質疑（質問）の趣旨を確認するための発言はできることにしました。</p> <p>市長等の発言とそれに対する議員の発言の詳細については、スペース上、紙面で公表することは難しいと考えていますが、会議録で確認できますので御活用ください。</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
51	<p>③ 学識経験者等の活用について、該当する学識経験者を選んだ理由と、主な経歴（学識に必要なものに限る）を紙面で公表してほしい。</p>	<p>③ 神戸市会は、政令指定都市の議会として、幅広い視野と多角的な観点から、神戸市を取り巻く社会経済情勢を把握するとともに、専門的知見なども活用しながら、市政の課題について調査研究を行い、積極的に独自の政策立案及び政策提案・提言に取り組むことにしています。</p> <p>このため、執行機関である市長等が審議会を活用していろいろな政策を打ち立てているように、市会も学識経験者等の専門的知見を政策形成に生かしていくことが必要であると考えていますので、御意見については、参考とさせていただきたいと考えています。</p>
52	<p>④ 政務調査費が何に使われたのか、詳細な項目と金額を（証拠書類と共に）会派・各議員別に詳細に紙面で公表してほしい。できれば、過去5年～10年分も元職の議員も含めて市民の判断材料とする。</p>	<p>④ 政策形成に努めていく上で、政務調査費を活用した調査研究は必要不可欠ですが、この政務調査費については、条例上、会派の代表者が収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならないことになっています。</p> <p>収支報告書には、透明性を図るため、全ての領収書等を添付することが必要となっています。</p> <p>なお、提出された収支報告書等は、5年の保存期間が定められています。</p>
53	<p>⑤ 首長と議員・議会との関係を知るため、市長選挙における選挙応援の有無を会派・議員個人別に公表してほしい。</p>	<p>⑤ 議会と市長との関係については、前文において、「日本国憲法に定める二元代表制の下、多元的な利益を反映することができる合議制である議会と、行政分野において専門性の高い独任制である市長が、それぞれの特性を生かし、お互い補完し合いながら、切磋琢磨することにより、地方自治の本旨に基づく市民の信託に全力で応えていく」としています。</p> <p>これは、議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張感ある関係を構築し、市長等との立場及び権能の違いを踏まえながら、それぞれの特性を生かした政策競争を行うことにより、市民の福祉の向上に努めるという趣旨ですが、御指摘の点については、議会として把握するところではなく、お答えすることができませんので、御理解の程お願いします。</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
10. Jさん		
54	<p>① 請願・陳情について、現行の審議状況は極めて形式的である。委員会での実質的な討議を保障するために、議員の調査活動や審議への市民参加の促進など様々な改善を図る必要がある。そのため、「市民の市政への関与として積極的に受け止め、十分な審議を保障する。」を条文に追加する。</p>	<p>① 神戸市は人口154万人を擁する大都市自治体であり、前例のないような大都市特有の諸課題に次々と直面していく中、合議制の機関たる議会が、多様な市民の多様な意見を多様に代表できるという特性を最大限に発揮し、神戸が進むべき方向性を積極的に示していくことが求められています。</p> <p>このような中、神戸市会は、政令指定都市の議会として、幅広い視野と多角的な観点から、神戸市を取り巻く社会経済情勢を把握するとともに、専門的知見なども活用しながら、市政の課題について調査研究を行い、積極的に独自の政策立案及び政策提案・提言に取り組むことにしています。</p> <p>政策形成と市民との関係については、条例要綱の「5. 市民と議会の関係」の「市民参加の促進」において、「議会は、市民の多様な意見を把握し、政策形成に反映し得る合議体としての特色を最大限に活かし、市民が議会の活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。」と定めています。</p> <p>例えば、請願・陳情については、一定の内容のものを審議の対象外としている自治体もありますが、本市会においては、市民の市政への関与として積極的に受け止めています。</p> <p>具体的には、市外居住者からの郵送による陳情を要望書として取り扱う以外は、全ての請願・陳情を委員会に付託又は送付して、口頭陳述も受けるなどして審議を行っており、十分な審議を保障していると考えています。</p> <p>今後とも、市民の御意見も反映しながら、積極的な政策立案及び政策提案・提言に努めてまいりたいと考えています。</p>
55	<p>② 議会への市民の関心を高めるため、行政区単位の身近な場所で、休日や平日夜間などの市民が参加しやすい時間帯に、議会報告会を開催することが効果的と思われる。そのため、「行政区単位の議会報告会に取り組む。」の条文を追加する。</p>	<p>② 議会報告会については、何をどう報告するのか、会派間の意見の違いをどう取り扱うのかといったことや、組織的に動員が行われる可能性があるなど課題も多く、将来的な検討課題としていきますので、御理解の程お願いします。</p>

No.	意見等の概要	本市会の考え方
11. Kさん		
56	<p>① 議員には、一層の活躍を期待するところであるが、その責任と義務をより明確にお願いしたい。</p> <p>単に減税、助成、福祉向上などでの個別具体案だけではなく、未来視点で、神戸発信で何をするのか、何をしたいのかを。</p> <p>その中で、特に発言については、各人責任を持って臨んでほしい。</p>	<p>① 神戸市は人口154万人を擁する大都市自治体であり、前例のないような大都市特有の諸課題に次々と直面していく中、合議制の機関たる議会が、多様な市民の多様な意見を多様に代表できるという特性を最大限に発揮し、神戸市が進むべき方向性を積極的に示していくことが求められています。</p> <p>このような中、神戸市会は、政令指定都市の議会として、幅広い視野と多角的な観点から、神戸市を取り巻く社会経済情勢を把握するとともに、専門的知見なども活用しながら、市政の課題について調査研究を行い、積極的に独自の政策立案及び政策提案・提言に取り組むこととしています。</p> <p>それらを踏まえ、意見書、決議その他の方法により、国会又は関係行政庁へ意見表明などを行うことにより、議会の高い市民代表制を生かし、単なる確認機関、監視機関という受動的な位置付けだけではなく、積極的・主導的な政策誘導にも努めていきたいと考えています。</p>
57	<p>② 政令指定都市として、その先鞭を取って大胆に定数削減を行ってほしい。現在の69名を最低でも40名以下。</p> <p>なお、少数政党を保護するため選挙制度は比例代表並立制が良いと思う。</p> <p>(例) 9区28名＋比例6名</p>	<p>② 市長等の執行機関における行政改革は、効率よく執行することを目的としています。が、議会改革の第一の目的は、地域民主主義の実現であると考えています。</p> <p>したがって、議会改革と行政改革の論理は異なり、まずは、地域民主主義をどのように実現するかを描いた上で、そのためには議員定数をどうしていくかを検討していくことが、本来の道筋であると考えています。</p> <p>議員定数については、このような考え方から結論を得るに至らず、改めて検討していくことにしていますので、御理解の程お願いします。</p>